

## 停止条件付遺贈の条件成就

Q: 2年前に死亡した父は、娘の私に「結婚したら住宅を遺贈する」という遺言を残していましたが、相続税の申告期限においては、私はまだ結婚していなかったため、未分割財産として法定相続割合で申告しました。

私は今月結婚し、住宅を取得できることになりましたが、相続税の計算をやり直すことになるのでしょうか。

A: 相続税額の計算をやり直し、修正申告又は更正の請求によって精算することになります。

### 【解説】

未分割財産として申告した後に、条件が成就したときは、次のように取り扱われます。

#### (1) 受遺者の取扱い

##### ① その受遺者が相続人でない場合

新たに相続税の納税義務が生じることとなりますので、条件成就した日の翌日から10カ月以内に相続税の申告をする必要があります。

##### ② その受遺者が法定相続人である場合

取得する財産が申告時より増加しているため、修正申告をすることができます。

#### (2) 受遺者以外の相続人などの取扱い

受遺者以外の相続人における申告では、停止条件付遺贈にかかる財産を含めた形で申告されているため、その分だけ相続税が多く支払われた形になっています。そこで、条件成就を知った日の翌日から4カ月以内に限り、更正の請求ができます。

